

イベント（スポーツイベントを除く）開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

2020年9月10日

本ガイドラインは、室蘭工業大学においてイベントを実施するにあたり新型コロナウイルス感染症の感染リスクを可能な限り低減するために留意すべき事項について整理した。

1. 基本方針

室蘭工業大学において不特定多数が参加するイベントを実施する時、教員、職員、学生は、新型コロナウイルス感染症を拡大させないように意識的に行動することが大切である。

具体的には、マスクの着用、手洗いの励行、身体的距離の確保といった基本的な感染対策を実施するとともに、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集している状況」、「密接な距離での会話や共同行為」の「3つの密」を避けることが求められる。

本ガイドラインは、日本全国、北海道、室蘭における感染状況を踏まえ、また、季節の変化に応じて随時見直していくことにする。

2. ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、本学及び本学関連団体が学内外で開催するイベント、不特定多数の学外者が本学施設を使用して開催するイベントである。本ガイドラインの対象のイベントには、例えば、学会、研究会、講習会、講演会、公開授業、入学試験、就職説明会等がある。

3. 感染防止対策

参加者およびスタッフに対する注意事項	
1	参加者、スタッフの氏名、年齢及び緊急連絡先を事前に把握し名簿を作成し感染症発生に備えた連絡体制を準備する。 また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることを参加者、スタッフに事前に周知する。
2	スタッフは必要最小限の人数とする。
3	スタッフ、参加者はマスク着用を徹底する。 スタッフ、参加者は会場入室時には手洗いするとともに手指消毒を徹底する。
4	スタッフ、参加者は当日、発熱・咳・全身痛等の症状があり、体調に不安のある場合は自宅待機または参加を自粛する。
5	参加者が大声を出すことを禁止し、必要に応じマイクを使用する。
主催者が講じなければならない事項	
6	参加人数は以下のとおりとする。 (屋内) 講義室等の収容定員の半分以下の参加人数であること (屋外) 人等の距離を十分に確保できること
7	入口に感染防止対策(通知等)を掲示する。
8	入場時等に検温を実施する(37.5℃以上ある方の入場を禁止)。
9	会場エリア以外への立ち入り禁止を徹底する。
10	体調を崩された方のための控室を確保する。
11	イベントの前後における三密の生じる交流を自粛する。
12	開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。 ・体調が悪い場合 ・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 ・海外から入国し14日を経過していない場合 ・海外から入国し14日を経過していない者と濃厚接触がある場合
13	高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
14	エレベータの使用は原則禁止する。
15	会場の出入口等に、手指消毒用の消毒液を設置する。
16	混雑防止のため、参加者の入場、退場等には時間差をつける。
17	会場入口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ2m(最低1m)の間隔を空けるように床に表示する等の人が密集しない対策を講じる。
18	配布物は事前に机に置く等して、手渡しでの配布を避ける。
19	参加者と対面する場合(入場料徴収、販売)は、ビニールシート等で仕切りを

	設置するか、フェイスシールドの利用や距離を 2m以上とる等の感染防御策を講じること
20	<p>「換気の悪い密閉空間」としないため、以下について行う。</p> <p>(窓の開放による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気回数を毎時 2 回以上 (30 分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。) とすること。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。 <p>(機械換気による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル管理法の考え方に基づく必要換気量 (一人あたり毎時 30 m³) を確保すること。
21	余裕を持った休憩時間を確保する。
22	座席・器具等共有物は、イベント開催中に定期的に清掃や消毒を実施し、イベント終了後も清掃や消毒を行う。
23	<p>感染が疑われる者がイベント中に発生した場合、スタッフは以下の対応をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・保健所に連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の支持を受ける。
24	清掃やゴミの廃棄作業を行う時、マスクと手袋を着用する。作業後は必ず石鹸と流水で手洗いをする。
25	感染が疑われる者がイベントの終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を提供する。

4. 参考とした資料

- ・感染予防行動指針について (本学：令和 2 年 4 月 13 日付)
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について (本学：令和 2 年 6 月 4 日付)
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (公益社団法人全国公立文化施設協会：令和 2 年 5 月 14 日付)
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (公益社団法人全国公民館連合会：令和 2 年 5 月 25 日付一部改訂)
- ・8 月 1 日以降における催物の開催制限等について (内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長：令和 2 年 7 月 23 日付)
- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (厚生労働省：令和 2 年 4 月 3 日)